

雇用調整助成金の活用について

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少(3ヶ月平均)
※生産指数は生産量・売上高の他、販売量や完成工事高等を用いることができます。
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、10%を超えてかつ4人以上増加していない
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

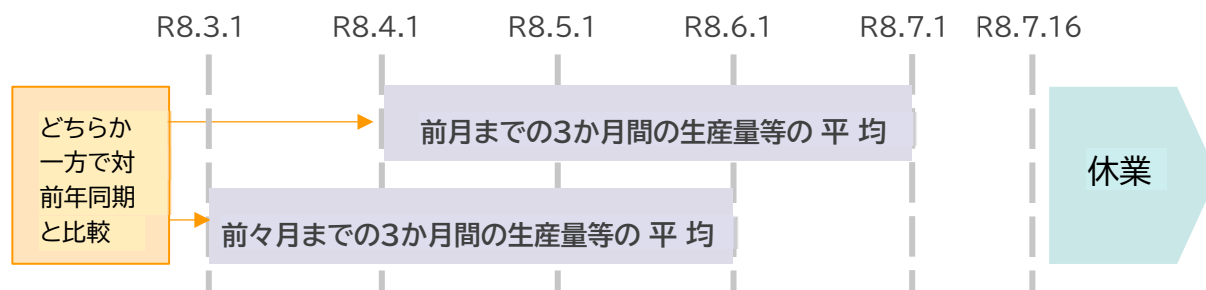
助成内容

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	2/3	1/2
日額上限額	8,870 円 雇用保険基本手当日額上限額 (令和7年8月1日現在)	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100 日分 各事業所の対象労働者数×100 日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

生産量要件(雇用保険被保険者数等の月平均値)は、支給対象期間の初日が属する月の前月まで、又は前々月までの3か月間と、対前年同期を比較します。

※例:支給対象期間の初日をR8年7月16日とする場合



お問い合わせ先

雇用調整助成金のご利用に関する相談は、管轄のハローワーク、助成金センター等で承っております。

お問い合わせ先は、下記 QR コードからご確認いただけますので是非ご利用ください。

また、その他の支給要件については、雇用調整助成金ガイドブックでご確認いただけます。

雇用調整助成金
お問い合わせ先



雇用調整助成金
ガイドブック



雇用調整助成金
サイト

